

議案第81号

平成27年度館山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度館山市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成27年12月2日提出

館 山 市 長 金 丸 謙 一

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	
		金 額	支 出 額
電気設備の保守点検等に係る委託料	平成28年度から平成30年度まで	2,000	
庁内ネットワーク機器管理システムその他業務システムに係る使用料及び賃借料	平成28年度	1,000	
水質検査等委託料	平成28年度から平成29年度まで	7,000	
汚泥運搬及び処理に係る委託料	平成28年度から平成29年度まで	28,000	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳									
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源						
						国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他				
電気設備の保守点検等に係る委託料	2,000			平成28年度から平成30年度まで	2,000										2,000
庁内ネットワーク機器管理システムその他業務システムに係る使用料及び賃借料	1,000			平成28年度	1,000										1,000
水質検査等委託料	7,000			平成28年度から平成29年度まで	7,000										7,000
汚泥運搬及び処理に係る委託料	28,000			平成28年度から平成29年度まで	28,000										28,000